

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

志摩市上下水道部水道工務課から大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、平成30年12月12日に公布されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日
令和元年10月1日以降	指定を受けた日から5年間(※)

※例：令和元年12月23日に指定を受けている場合、有効期間は令和6年12月22日となります。

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、
別途通知を行います。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知は行いませんのでご注意ください。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

1. 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
2. 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水等修繕対応、対応工事種別等)
3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

●更新申請に必要な書類

- ・旧指定証(現在お手元にお持ちのもの)
- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・機械器具調査
- ・誓約書
- ・給水装置工事主任技術者選任届出書
- ・選任した主任技術者が交付を受けている免状の写し
- ・法人の場合、定款及び登記事項証明書
- ・個人の場合、住民票の写しまたは外国人登録証明書の写し(個人番号記載のないもの)
- ・指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

更新申請の書式については、
ホームページから
ダウンロードできます。

※更新申請についてのお問い合わせ先

志摩市上下水道部 水道工務課 建設係 Tel: 0599-55-0241